

○熱海市起雲閣の設置及び管理に関する条例施行規則

平成24年12月20日

教育委員会規則第5号

題名改称 令和4年3月17日教委規則第1号

改正 平成27年3月13日教委規則第1号

令和4年3月17日教委規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、熱海市起雲閣の設置及び管理に関する条例（平成23年熱海市条例第20号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(令4教委規則1・一部改正)

(入館料等の減免)

第2条 条例第11条の規定による入館料等の減免は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとし、その減免する額は、当該各号に定める額とする。

- (1) 幼稚園又は小学校の教育課程に基づく教育活動（これらに準ずるものを含む。）として入館する幼児又は児童を引率する者が入館する場合 入館料の全額
- (2) 熱海市が主催する行事で貸出施設を利用する場合 利用料金の全額
- (3) その他教育委員会が特別に認める場合 教育委員会が別に定める額

(平27教委規則1・令4教委規則1・一部改正)

(委任)

第3条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に廃止前の熱海市起雲閣の設置、管理及び使用料に関する条例施行規則（平成23年熱海市規則第21号）の規定により市長に対して行っている承認の申請その他の行為については、この規則の相当規定により熱海市教育委員会に対して行った承認の申請その他の行為とみなす。

附 則（平成27年教委規則第1号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和4年教委規則第1号）抄

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。